

# 兵庫県立宝塚高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立宝塚高等学校

## 1 本校の方針

「剛健中生」「誠意正心」「明朗闊達」の校訓を基に「永遠に立脚して刹那に努力しよう」をテーマに

- (1) 真理を愛し、学問の道にいそしむ人間をつくる。
- (2) 明るい学校と、よりよき国家と社会をきずく人間をつくる。
- (3) よりよき人生をきり拓くためのたくましさを持った人間をつくる。

上記の教育方針を掲げ地域社会と共に発展し貢献できる次代の担い手としての自覚と責任を持ち人間づくりという面からもいじめは、重大な人権侵害であるという認識のもとに「子どもの権利条約」に基づきいじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進し人権侵害に対しては、適切な救済に努めることを基本方針とする。

## 2 基本的な考え方

本校は、宝塚市内初の公立高等学校として古き良き伝統と文化を発展的に継承しさらなる進化を目指している。「人づくりの県宝」として地域に貢献できる人材の育成を目的としている。

本校と地域の活性化を図るため地域の主催するボランティア活動(地域の方と学校周辺の校外清掃活動)やこぼと聴覚特別支援学校との交流、地域の文化祭での吹奏楽部の演奏や美術部の作品展示など心の通う教育を行っている。また地域提供の花壇の整備も積極的に行っている。

いじめについては、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こり得るものである。」という認識をすべての教職員がもち、きめ細かくていねいな指導と情報の共有化を図り、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壌づくり」に取り組み、保護者や地域と密接に関わりをもちながら、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

### いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- \* 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- \* 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- \* 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- \* 金品をたかられる。
- \* 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする。
- \* 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- \* パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

上記のような「いじめ」問題に取り組むにあたっては、本校の生徒の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

また、これらの「いじめ」の中には、早期に警察等に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察へ通報することが必要なものが含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめ防止等の指導体制、組織的対応等

#### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### (2) いじめを未然に防止するために

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめはどの子にも起こりうるものであり、どの子も被害者にも加害者にもなりうるものである。このことを踏まえて全ての生徒の尊厳が守られ、「いじめは、決して許されない人権侵害である」の認識のもと、いじめの未然防止に取り組む。

#### (3) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、日頃からキャンパスカウンセリングを意識し生徒の示す変化や危険信号を見逃さない。また、定期的な面談等の実施により生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。いじめの相談に対しては教職員の共通理解の下で対応し得られた情報については共有しいじめの実態把握に取り組むその為に各学期始めに生活アンケートと題しいじめアンケートを実施する。(個人用封筒を用意し、持ち帰らせて記入後提出。記名式。卒業後5年間、原本を生徒指導部で保管)

#### (4) 重大事態への対応

重大事態とは「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態や「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態で、いじめを受けたとする生徒の状況で判断する。

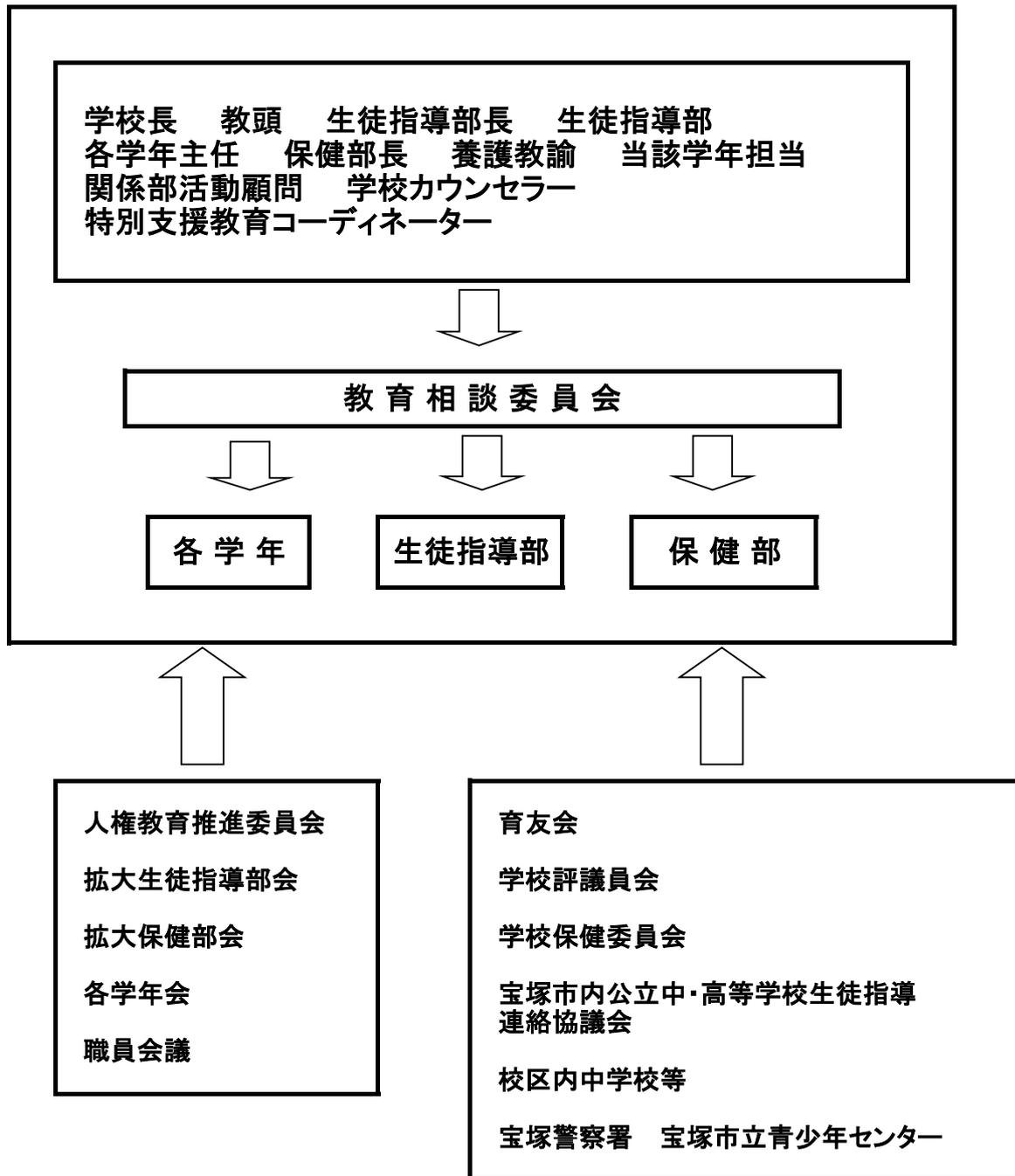
校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告すると共に校長がリーダーシップを発揮し、いじめ対応委員会に専門的知識及び経験を有する外部専門家等に協力を得ながら事態の解決にあたる。

#### (5) その他の留意事項

いじめ防止等については地域と共に取り組む必要性が重要であるため、策定した「いじめ防止基本対策」についてはホームページなどで公開するとともに学校評議員会や育友会をはじめ、あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。また、この基本方針が実際に効果的に機能しているかについて必要に応じて見直し、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

また、「いじめ対応チーム」が中心となり、本方針が機能しているかを、定期的に点検及び評価する。専門部、学年の合同会議を行い情報を共有し、早期対応を図る。生徒の心に通ずる教育の実践を通して、生徒の発達段階に応じた情操教育を推進していく。

## いじめ対応委員会 構成員



- いじめ対応委員会の会議は、原則として学期に1～2回実施する。
- いじめ問題発生時には、即座に「いじめ対応委員会」を招集する。